

いずも 移住のすすめ

移住支援金 2025

—— 豊かな自然に囲まれて「縁結びのまち 出雲」で暮らす ——

移住の情報が
盛りだくさん！



いずも暮らし

検索

移住を応援する出雲市の
助成制度は中面へ



いずも暮らしIターン応援助成金



島根県外から出雲市へIターンする方を支援するため、出雲市に移住（居住）し、市内事業所に雇用されている方に対し、家賃助成金を交付します。

助成対象者

次の項目すべてに該当する方

ただし、助成金の申請日から5年以上、出雲市に継続して居住する場合に限りです。

※国家公務員または地方公務員、それらに準ずる勤務条件の方は助成対象外です。

◆ 島根県外から転入し、出雲市に初めて住む 40 歳未満の独身の方

◆ 市内事業所に就職、勤務する方（雇用保険に加入する方）

※転入日から3か月以内に申請が必要です。

◆ 「出雲暮らしの魅力」の情報発信にご協力いただける方

（ブログ、広報紙、チラシ等）

助成内容

助成対象者が居住する市内の民間賃貸住宅の家賃（共益費や駐車場使用料等を除く額）を助成対象額とし、住宅手当等を引いた残りの額（2万円に満たない場合は助成対象外）に対し、**2分の1**の額を助成します。

自然豊かな地域（※下記一覧を参照）に居住される場合は、助成割合が**3分の2**になります。

助成額

上限 **2万円 / 月**

交付期間

上限 **12か月**

ただし、「出雲暮らしの魅力」を効果的、継続的に情報発信された場合は、さらに上限12か月延長できます。

注意事項

・申請する前に必ずお問い合わせください。 ・原則として、他の補助または補償等との併用はできません。 ・予算の範囲内で助成します。

自然豊かな地域一覧

出雲地域

- 古志町の一部(辺地)
- 日下町
- 八島町
- 東林木町
- 西谷町
- 上島町
- 船津町
- 野尻町
- 稗原町
- 馬木町
- 朝山町
- 所原町
- 見々久町
- 乙立町
- 外園町

平田地域

- 本庄町
- 万田町
- 奥宇賀町
- 河下町
- 唐川町
- 別所町
- 猪目町
- 久多見町
- 多久谷町の一部(辺地)
- 多久町の一部(辺地)
- 鹿園寺町の一部(辺地)
- 小境町
- 小津町
- 十六島町
- 釜浦町
- 塩津町
- 美保町
- 三津町
- 小伊津町
- 坂浦町
- 地合町
- 野郷町

佐田地域(全域)

- 朝原
- 須佐
- 原田
- 大呂
- 反邊
- 吉野
- 一窪田
- 毛津
- 佐津目
- 高津屋
- 下橋波
- 上橋波
- 東村
- 八幡原

多伎地域(全域)

- 神原
- 奥田儀
- 口田儀
- 小田
- 多岐
- 久村

湖陵地域

- 畑村
- 常楽寺
- 差海

大社地域

- 杵築北
- 日御碕
- 宇龍
- 鷺浦
- 鵜峠

斐川地域

- 学頭の一部(辺地)
- 阿宮
- 出西の一部(辺地)
- 名島
- 坂田



いずもで新生活応援助成金



新婚世帯および子育て世帯の県外からの移住・定住を支援するため、民間賃貸住宅の家賃の一部を助成します。

助成対象者

次の項目すべてに該当する方

ただし、助成金の申請日から5年以上、出雲市に継続して居住する場合に限ります。

※国家公務員または地方公務員、それらに準ずる勤務条件の方は助成対象外です。

- ◆ **市内事業所(※)に新たに就職し、勤務する方(雇用保険に加入する方)**
(※)市内事業所：出雲市に主たる事業所、支店等を有する法人(個人事業者を含む)
- ◆ **島根県外に5年以上引き続き居住した後、出雲市へ転入して1年以内の方**
- ◆ **次のいずれかの世帯に該当する方**

新婚世帯：結婚5年未満の夫婦が同居している世帯

子育て世帯：18歳未満の方と同居している世帯

- ◆ **「出雲暮らしの魅力」の情報発信にご協力いただける方(ブログ、広報紙、チラシ等)**

助成内容

助成対象者が居住する市内の民間賃貸住宅の家賃(共益費や駐車場使用料等を除く額)を助成対象額とし、住宅手当等を引いた残りの額(2万円に満たない場合は助成対象外)に対し、2分の1の額を助成します。

1	新婚世帯	助成額上限	2	子育て世帯	助成額上限	助成金 交付期間	上限 12	か月
		2万円/月			2万5千円/月			

注意事項

・申請する前に必ずお問い合わせください。・原則として、他の補助または補償等との併用はできません。・予算の範囲内で助成します。



お試し居住助成金



出雲市への移住促進を図るため、出雲市への移住を目的として、市内宿泊施設に宿泊し、仕事探しのための市内事業者訪問および生活体験をする方に対して、宿泊費の一部を助成します。

助成対象者

次の項目すべてに該当する方

- ◆ **市外(出雲市の隣接自治体を除く)に住所を有する方**
- ◆ **出雲市に移住相談を行った方**
- ◆ **出雲市への移住を目的として、市内宿泊施設に宿泊し、仕事探しのための市内事業者訪問および生活体験をした方**

※申請期限：交付を受けようとする宿泊日の最終日の翌日から起算して14日以内または事業年度末日のいずれか早い期日

助成内容

対象となる経費は、次に該当する日の宿泊費です。※毎年4月1日から翌年3月30日までの宿泊

- | | | | |
|----------|--------------------------|----------|------------------------|
| 1 | 助成対象者が市内事業者を訪問した日 | 2 | 1に規定する日の前日または翌日 |
|----------|--------------------------|----------|------------------------|

※助成金の額は、助成対象者およびその同行者(1名を限度とする。)に係る宿泊費の2分の1に相当する額とし、**1人1泊当たり5,000円を上限**とし、連泊2泊分を限度とします。

※助成金の交付は、同一年度内において1人当たり1回とします。

注意事項

・申請する前に必ずお問い合わせください。・予算の範囲内で助成します。



いずも移住リフォーム助成金



出雲市への移住・定住を促進するため、出雲市外在住者が定住する目的で所有する住宅をリフォームする場合、費用の一部を助成します。(工事の着工前に申請が必要です。)

助成対象者

次の項目両方に該当する方

ただし、リフォーム後5年以上継続して居住する場合に限ります。

- ◆ 出雲市外に5年以上引き続き居住している方、または出雲市外に5年以上引き続き居住した後、出雲市に転入して3年以内の方
- ◆ 自己または親族(3親等以内)が所有する住宅をリフォームする方

加算助成対象者

◆ 助成対象者の要件を満たし、かつ次のいずれかの世帯に該当する方

新婚世帯

結婚5年未満の夫婦が同居している世帯

子育て世帯

18歳未満の方と同居している世帯

自然豊かな地域(※)居住世帯

過疎地域等の市が指定する地域に居住する世帯

空き家バンク登録物件購入世帯

いずも空き家バンクに登録された空き家を購入した世帯

(※)自然豊かな地域:P1下部の一覧を参照

助成対象事業

次の項目すべてに該当する工事

- ◆ 出雲市内に本店または営業所がある事業所(※)(個人事業者を含む)に発注する工事
(※) 出雲市に法人設立届を提出している事業者
- ◆ 工事費50万円以上の工事
- ◆ 助成金交付決定後に着手する工事
- ◆ 令和8年(2026年)3月10日までに完了する工事

対象工事例

屋根・外壁改修、雨樋の取替

フローリング・クロス等の張替

浴室・トイレの改修

床暖房設備

下水道排水設備工事

※トイレ・台所・浴室等の内装工事(壁・柱・床等の主要構造部の改修)を伴う場合に限りま。

畳・障子・サッシ・建具の設置、取替

システムキッチン・給湯器設置



助成内容

助成対象者	本市に移住する市外在住者	左のうち	
		新婚世帯・子育て世帯	自然豊かな地域居住世帯・空き家バンク登録物件購入世帯
助成金額 (千円未満切捨)	工事費の10% 上限10万円	工事費の20% 上限50万円	工事費の30% 上限80万円

注意事項

- ・申請する前に必ずお問い合わせください。
- ・他の補助または補償等との併用はできません。
- ・工事の着工前に申請が必要です。
- ・予算の範囲内で助成します。



移住促進住まいづくり助成金



新婚世帯および子育て世帯の移住、市が指定する自然豊かな地域(※)への移住を促進するため、出雲市外在住者が定住する目的で市内に住宅を建築、購入する(中古住宅を含む)場合、固定資産税等相当額の助成金を交付します。

(建築の場合は着工前、購入の場合は代金完済前に申請してください。)

(※) 自然豊かな地域：1 ページの一覧をご確認ください。

助成対象者

次の項目両方に該当する方

ただし、建築・購入後5年以上継続して居住する場合があります。

◆ 出雲市外に5年以上引き続き居住している方または出雲市外に5年以上引き続き居住した後、出雲市へ転入して3年以内の方

◆ 次のいずれかの世帯に該当する方

新婚世帯

結婚5年未満の夫婦が同居している世帯

子育て世帯

18歳未満の方と同居している世帯

自然豊かな地域(※) 居住世帯

過疎地域等の市が指定する地域に居住する世帯

(※) 自然豊かな地域：P1下部の一覧を参照

助成対象住宅および助成内容

- 出雲市内に本店または営業所がある事業所(※)(個人事業者を含む)を利用する場合に限ります。(中古住宅の購入事業を除く)(※) 出雲市に法人設立届を提出している事業者
- 併用住宅および集合住宅の助成対象経費は、個人住宅部分に限ります。(算出できない場合は、床面積の按分により算出します)
- 建築または購入した住宅(宅地も含む)の固定資産税等相当額を5年間助成します。

助成額上限 **10** 万円 / 年 (5年間で最大50万円)

※毎年度、固定資産税等納付後に申請された方へ助成金を交付します。

注意事項

- 申請する前に必ずお問い合わせください。
- 予算の範囲内で助成します。
- 他の補助または補償等との併用については、必ずお問い合わせください。
- 建築の場合は着工前、購入の場合は代金完済前に申請してください。

学生・UIターン者就職支援窓口

地元企業に詳しい専任の相談員が就職までを全力サポート

出雲市での就職をお考えの方、まずは気軽にご連絡ください。ご家族からのご相談もお受けします。利用無料。



対象者

- ◆ 出雲市での就職をお考えの学生、そのご家族の方
- ◆ 出雲市へUIターンをお考えの方、UIターンして間もない方、そのご家族の方

就職相談

就職・転職のご相談をお受けします。

職業紹介

ご希望の条件に沿った求人を探し、紹介します。

面接指導

希望により、応募書類の添削はもちろん、模擬面接も受けられます。

開設場所

出雲市役所内

※詳しい場所は予約時にご案内します。

開設時間

8:30～17:00

※事前にご予約ください。

※土・日・祝日・年末年始はお休みです。

予約・お問い合わせ

出雲市産業政策課

☎ 0853-24-7620

✉ koyou@city.izumo.shimane.jp



わくわく出雲生活実現支援事業 ～東京圏からの移住者向け移住支援金～



東京圏(※)からの移住・定住の促進および中小企業等における人手不足を解消するため、東京圏から移住する場合、移住支援金を交付します。(※)東京圏：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県のうち、条件不利地域以外の地域。条件不利地域の詳細はおたずねください。

助成対象者

次の項目両方に該当する方

ただし、移住支援金の申請日から5年以上、継続して出雲市に居住する場合に限りします。

- ◆ 出雲市へ住民票を移す直前10年間のうち、通算5年以上かつ出雲市へ住民票を移す直前に連続して1年以上、東京23区に在住または東京圏から東京23区内に通勤していた方
- ◆ 次のいずれかに該当する方で、転入後1年以内に申請する方
 - 「くらしまねっと」(※)に掲載された移住支援金の対象求人へ新規就業された方、または内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業、先導的人材マッチング事業を利用して新規就業された方
(※)くらしまねっと：公益財団法人ふるさと島根定住財団の移住支援情報ポータルサイト
 - 企業命令ではなく、本人の意思で移住してテレワークされる方
 - 出雲市が定める関係人口の要件を満たす方
 - 島根県の起業支援金事業の交付決定を受けてから1年以内の方

助成内容

- 1 単身で移住の場合 **60万円**
- 2 世帯で移住の場合 **100万円**

※18歳未満の世帯員と移住する場合は、18歳未満の方1人につき100万円を加算します。

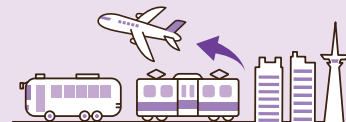
注意事項

・申請する前に必ずお問い合わせください。

・予算の範囲内で助成します。



地方就職学生支援事業 ～東京圏の学生の県内就職支援～



東京圏の大学・大学院へ通学し、卒業後に出雲市へ移住・就職する学生を対象に支援金を交付します。

助成対象者

次の項目両方に該当する方

ただし、継続して5年以上、出雲市に居住する場合に限りします。

- ◆ 大学または大学院の卒業・修了年度において本部が都内にある大学の東京圏(※)のキャンパスに在学(原則4年以上)し、当該大学等の卒業・修了から1年以内の方または卒業・修了見込みの方
(※)東京圏：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県のうち、条件不利地域以外の地域。条件不利地域の詳細はおたずねください。
- ◆ 卒業・修了後に島根県内の企業に就職または就職が内定している方 ※国家公務員または地方公務員を除く

助成内容

- 就職活動等に要した交通費 **2分の1** ※上限あり、在学中(卒業・修了年度)から申請可能
- 出雲市に移住する際に要した移転費 ※上限あり、就職して1年以内に申請

注意事項

・申請する前に必ずお問い合わせください。

・予算の範囲内で助成します。